

1/31 3

(H31.1.29) 甲 乙 丙 丁

長官	局長	次長	課長	文書企画官 ちん	補佐 みん	補佐 みん	専門官 みん	係長	起案
△	●	●	●	●	●	●	●	●	●

1月31日 → 校正の上、回答済み(あへいじみ)と合意(ごうい)をしました。

**【決裁】**

平成30年度「法曹連絡協議会」速記録の校正(回答)について

**【決裁事項】**

関弁連から依頼のあった標記速記録の校正について、局裏分の回答を送付すること  
したい(回答期限: 2月4日(月))。

2/1 送付済

担当(局長を記入)

(別添のとおり)

**【備考】**

- ※ 局長発言部分は黄色マーカー部分で、うち校正を要する箇所は水色付箋部分になります(内容は事前に局長に御確認いただきました。)。
- ※ 東京地裁の発言部分については、原庁から「修正なし」として関弁連に回答済みです。

平成30年12月21日

東京高等裁判所  
総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会 (担当事務局: ■)

〒100-0013

千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階

TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

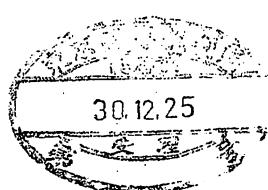
平成30年度「法曹連絡協議会」速記録校正のご依頼の御送付

平素よりお世話になっております。

本年12月4日に法曹会館において開催させていただきました平成30年度法曹連絡協議会では、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

同協議会の速記録が出来上がりましたので、貴裁判所の吉崎事務局長様にご校正を賜りたく、別紙のとおりご依頼をお送り申し上げます。

お忙しい折誠に恐縮に存じますが、宜しくお取り計らいいただきたくお願い申し上げます。





関弁連発第363号  
平成30年12月21日

東京高等裁判所  
事務局長 吉崎佳弥様

関東弁護士会連合会  
理事長 三宅

平成30年度「法曹連絡協議会」速記録の校正について（ご依頼）

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

過日は、当連合会が開催いたしました平成30年度「法曹連絡協議会」に、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

関係各位のご協力のお陰をもちまして、内容の充実したものになったと思っております。改めてお礼申し上げます。

当連合会では、この会議の模様を広報誌「関弁連会報」通巻110号（平成31年3月末発行予定）に掲載し、所属会員に情報提供する予定です。

つきましては、お忙しいところ恐縮に存じますが、別紙の速記録のご自身の発言部分につき、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

速記録に訂正・補充等があります場合は、訂正・補充のご指示をご記入いただいた校正原稿を本紙と併せまして平成31年2月4日（月）までに当連合会あてご連絡いただきますようお願い申し上げます（訂正・補充等がない場合につきましても、下記にご記入のうえご連絡ください）。

今後とも、当連合会の活動にご理解を賜り、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

-----  
法曹連絡協議会速記録原稿に修正が

ある  
(別紙のとおり)

なし

吉崎佳弥  
ご氏名

送付先 関東弁護士会連合会事務局（担当 ■）  
ファクシミリ番号：03-3581-0223  
電話番号 : 03-3581-3838

## 平成30年度法曹連絡協議会速記録

日時：平成30年12月4日（火）午後3時から

場所：法曹会館2階「高砂」

司会：栗林 勉（関東弁護士会連合会副理事長・東京弁護士会）

### 出席者

#### ○裁判所

東京高等裁判所	長	官	林	道	晴	亨	殿
	民事部代表常置委員		大	段	亨	勤	殿
	刑事部代表常置委員		青	柳	勤	弥	殿
	事務局長		吉	崎	佳	眞規	殿
知的財産高等裁判所	所長		高	部	規	介	殿
東京地方裁判所	所長		安	浪	亮	次	殿
	民事部所長代行		渡	部	勇	健	殿
	民事部所長代行		後	藤	雅	人	殿
	刑事部所長代行		伊	藤	一	裕	殿
	刑事部所長代行		島	田	裕	彦	殿
	所長代行		本	間	彦	子	殿
東京家庭裁判所	所長		甲	斐	哲	彦	殿
	家事部所長代行		水	野	有	子	殿
	少年部所長代行		園	原	敏	彦	殿

#### ○検察庁

東京高等検察庁	検事長	八	木	宏	幸	殿
	次席検事	山	上	秀	明	殿
東京地方検察庁	検事正	甲	斐	行	夫	殿
	次席検事	久	木	伸		殿

#### ○関東弁護士会連合会役員

#### ○管内弁護士会役員

#### ○関東弁護士会連合会委員会代表者

（開会 午後3時）

【司会・栗林 勉氏（関弁連副理事長・東京弁護士会）】 本日はご多忙の折、裁判所、検察庁、管内弁護士会から多数の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。

時間がまいりましたので、本年度の法曹連絡協議会を開会させていただきます。私は本日の司会進行を務めます関東弁護士会連合会副理事長の栗林でございます。所属は東京弁護士会です。

初めに、関東弁護士会連合会理事長の三宅弘からご挨拶申し上げます。

三宅理事長、よろしくお願ひいたします。

【三宅 弘氏（関弁連理事長・第二東京弁護士会）】 本年度の関弁連理事長の三宅でございます。第二東京弁護士会の所属で35期です。

本日は、師走に入り、かつ宮崎で128年ぶりの夏日という暑い気候ですが、ご多忙の折から、東京高等裁判所長官・林道晴様、東京高等裁判所、知的財産高等裁判所、東京地方裁判所、東京家庭裁判所、並びに東京高等検察庁検事長・八木宏幸様、東京高等検察庁、東京地方検察庁の皆々様には、お集まりいただき誠にありがとうございます。この席の並び方は私ども日弁連の理事会がこういう感じでございまして、普段はこの3人（第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・東京弁護士会の各会長）は皆様方がお座りのほうにいまして我々は質疑を受けるほうですが、きょうは珍しく反対側に座っております（笑）。

本年度は52回目ということでございまして、昭和42年（1967年）に第1回法曹連絡協議会を始めさせていただき、関東弁護士会連合会管内の日ごろの司法行政、様々なことについてお話を聞かせていただき、またご要望をさせていただいております。今年もかなり分厚い議題を掲げさせていただいており、1つの議題に足番号が幾つもあるものもありますが、これは各単位会から締切りの10月31日ぎりぎりまでに上がってきた議題を関弁連が集約したものです。このようないろいろな議題の中には、昨年とほとんど同じではないかと、回答をおつくりいただく際に思ったものもあるでしょうが、これは各単位会からの切なる願いということでご容赦いただき、きょうも充実した会議を開かせていただければと思うところでございます。

長々と挨拶するよりは、1つずつ答えを述べていただいて最後まで行き着きますように、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

【司会】 三宅理事長、ありがとうございます。

それでは、これから議題に入らせていただきます。

初めに進行についてご説明申し上げます。本日の議題は、合計23題予定させていただきました。可能な限り時間内で全ての議題についてご討議をお願いいたしたく、スムーズな進行にご協力を願いいたします。進行は、配付した冊子に掲載した議題の順に行います。時間の関係から、議題及び提案理由の読み上げ並びに提案理由の補足説明は省略いたします。各議題について、初めに裁判所及び検察庁からご回答いただき、ご回答について必要な場合は、提案会

及び提案委員会からの追加質問、これについての裁判所、検察庁からのご回答、という順序で行いたいと思います。

それでは早速議題に入ります。

## 協議内容

### 第1 自然災害への取り組み

#### 議題1 (大規模自然災害対策の取り組みの実施状況)

東京高裁管内の裁判所、検察庁そして弁護士会等における喫緊の課題である首都直下地震、また南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害発生時の対応を検討、準備するにあたり、以下の点について各ご回示いただきたい。

##### 1 (裁判所)

(1) 本年、大規模な災害を被った大阪、札幌等の地域の裁判所に対して、①当該裁判所（支部等を含む。）が業務についてどのような対応（期日取り消し、そのための当事者への連絡、その他管理業務等）を決められたか、②実際にどのような対応状況であったか（個々の裁判体が個々に判断されたのか、統一的な取扱いがなされたことはなかったか。）、③職員の出勤状況はどのようなものであったか、④職員の退勤指示等はどのように実施されたか、⑤関係機関（弁護士会、法律事務所、検察庁、法テラス等）に対する連携、連絡の実施の状況はどのようなものであったか、⑥それらを実施するに際しての気付き、課題等はどのようなものであるか、について照会・確認をされたか。

(2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合、その概要をご教示ください。

(3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合、その理由、及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

##### 2 (検察庁)

(1) 本年、大規模な災害を被った大阪、札幌等の地域の検察庁に対して、①当該検察庁（支部等を含む。）が業務についてどのような対応（取り調べ（身柄・在宅）の延期、そのための当事者への連絡、その他管理業務等）を決められたか、②実際にどのような対応状況であったか、③職員の出勤状況はどのようなものであったか。

か、④職員の退勤指示等はどのように実施されたか、⑤関係機関（裁判所、弁護士会、法律事務所、法テラス等）に対する連携、連絡の実施の状況はどのようなものであったか、⑥それらを実施するに際しての気付き、課題等はどのようなものであるか、について照会・確認をされたか。

(2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合、その概要をご教示ください。

(3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合、その理由、及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

3 (裁判所、検察庁) 東京三弁護士会が東京高裁、東京地裁、東京家庭裁判所、東京高検、東京地検、そして法テラス東京が大規模災害時の対応についてここ数年にわたり継続して協議会を開催していること、茨城県弁護士会が水戸地裁、水戸地検と大規模災害時における対応について協議を開始していると伺っている。これらの取り組みは災害時対応に極めて有効なことと思料されるが、現在も弁護士会員は事務所の所在地の管轄裁判所だけでなく都県を跨いで裁判等の業務をしており、また、今後、大規模災害は広域的な被災が想定されるため、地裁管内での協議では効果的な取り組みが困難なことも想定される（大阪高裁管内では各裁判所の期日取り消しの広報・連絡体制にばらつきがあったと伺っている。）。そこで、東京高裁管内という広域的な災害対応（裁判業務の期日取り消し等の統一的対応、移送等の方針検討等）を検討するため、年に1度の頻度（できれば年度初め）で協議会を開催することを当連合会が東京高裁、東京高検に呼びかけた場合、これに応じて参加いただけるか。また、裁判所、検察庁側から同様の提案をされる意向はあるか。

(関弁連災害対策協議会 P.T 提出)

【司会】 議題1は、大規模自然災害対策の取り組みの実施状況に関する議題です。この議題につきましては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様及び東京高等検察庁次席検事・山上様からご回答いただけますと伺っております。

初めに吉崎様、よろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 東京高裁の吉崎でございます。（着席したまま失礼いたします。）

（それでは、議題1につきまして、まず裁判所からご回答申し上げます。） 1の

(1) と (2) を併せてご回答いたします。公式の照会・確認は行っておりませんが、事実上、当日の実情につきまして概略的に情報を得てございます。例えば大阪の発災の際には、職員の出勤がままならない中でどのように対応したかなどについての情報を事実上得ているところです。

続きまして、1の(3)につきましては、当庁における対応の参考となる事項については今後必要に応じて個別に確認をしていくことが考えられるところです。

### 3の

続きまして、~~(2は検察庁ですのうで3に飛びます)~~協議会の開催の件ですが、裁判所として協議会に参加すること自体は差し支えございませんけれども、裁判の事務処理・事件処理は個々の裁判体の判断事項であること、~~(それに加えて)~~管内各庁はそれぞれの庁で定めた業務継続計画に基づいて対応を行うということ；各庁の被害状況や程度を一律に想定することは地域性の違いも考慮すると困難であること、以上の点に照らしますと、何らかの統一的な対応をあらかじめ決めておくことは容易ではないという点についてはご理解いただきたいと存じます。

一方で、大規模災害に備えて、地裁管内単位で裁判所、検察庁、弁護士会、法テラスにおいて情報交換を行って連携を構築していく必要性は高いと考えております。高裁としましても、事務打合せなどの場におきまして管内の各庁にその旨伝えているところです。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございました。

続きまして、山上様、よろしくお願ひいたします。

【山上秀明氏（東京高等検察庁次席検事）】 東京高検の山上でございます。よろしくお願ひいたします。

まず議題1の2の点ですが、当庁としての特段の照会・確認は行っておりません。もっとも、大阪府北部地震は通勤時間帯での発生であったことから、通勤できなかつた職員が多くいたようです。しかし、出勤した職員をやりくりし、物的・人的被害もなかつたことから業務に大きな支障は生じなかつたと聞き及んでおります。

続きまして北海道胆振東部地震ですが、道内高地検において出勤できなかつた職員が約2割いたと聞き及んでおります。また、広範囲で停電が発生したところですが、各検察庁においては非常用の発電機が稼働したことから、最小限の情報処理機器類を稼働させて対応し、幸いにも各庁舎とも電話・水道にほとんど影響はなく、業務に大きな支障はなかつたものと聞き及んでおります。

それから3の点ですが、検察庁といたしまして現在の段階で積極的に提案す

るという意向はありませんけれども、大規模災害発生時における主要機関の機能維持等については重要な事項と考えておりますので、関弁連から呼びかけがあれば協議に応じてまいりたいと思っているところです。

以上でございます。

【司会】 山上様、ありがとうございます。提案委員会である関弁連災害対策協議会PTの中野座長、ただいまのご回答につきまして更にご質問等はございますか。

【中野明安氏（関弁連常務理事・関弁連災害対策協議会PT座長・第二東京弁護士会）】 ありがとうございます。災害対策プロジェクトチームの中野でございます。吉崎様、それから次席検事、ありがとうございました。

先ほど吉崎事務局長からもあったとおり、正式なお問い合わせでなくても結構です、事実上そのようなお話を伺ったということで大変嬉しく思います。このような高裁の取扱い、高裁が確認するということは、高裁管内の地方裁判所・家庭裁判所が確認するという複数の手間を省く意味でも非常に重要なことだと思いまして、高裁がそのような情報を入手したことについて地家裁にどのような情報が流れるような仕組みとか、事実上そのようなご説明をされているのか、ということだけ教えていただければと思います。

それから、高検次席検事から、呼びかけがあれば応じていただけるというお話がありまして非常に有り難く思っております。高裁も同様の考え方であるということで伺ってよろしいのかどうか、もう一度ご回答いただければと思います。

以上です。

【司会】 それでは吉崎様、よろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 まず、事実上得た情報について管内の他の地家裁に情報提供しているかにつきましては、事実上得たものですので特段公式には流しておりませんが、事実上情報が流れている可能性はあるかと思います。

続きまして、協議会に関しましては、先ほど冒頭に申し上げたとおり、~~参加すること~~に差し支え~~ない~~ないという立場でございます。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

## 第2 男女共同参画への取り組み

議題2 東京高裁管内の裁判所及び検察庁における男女共同参画の具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等をご教示いただきたい。

（関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提出）

【司会】 それでは続きまして議題2に移ります。議題2は、男女共同参画への取り組みに関する議題です。この議題につきましても、東京高等裁判所事務局長・吉崎様及び東京高等検察庁次席検事・山上様からご回答いただけたと伺っております。

初めに吉崎様、よろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ~~（こちらの回答は少し長くなっていますので、途中まで早くお聞かせください）~~ 申し上げますと、  
回答が 3点、は

裁判所では、国全体の積極的な取り組みとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により数値目標の設定を含む特定事業主行動計画の策定が義務づけられたことに伴いまして、「裁判所特定事業主行動計画」を策定・公表しております。裁判所におきましては、女性の採用比率が5割を超え、全職員に占める女性の割合が増加しつつあることもあります。今後、組織、活力を維持・向上するためには、女性の活躍の推進に取り組み、多様な人材を生かす方策を進めることができると考えておりまして、そのためには行動計画に基づく取り組みを進めていく必要があると考えております。

具体的な取り組み状況につきましては、行動計画に基づいて定期的に公表しているところですが、大きく分けて4点あります。「採用」「登用」「長時間勤務の是正等、男女双方の働き方改革」「家事・子育てや介護しながら活躍できる職場環境の整備」、この4点に分けてご説明いたします。

まず「採用」ですが、裁判官につきましては、これまで男女を問わず裁判官としてふさわしい者についてできる限り任官してもらいたいとの考え方のもと臨んできておりまして、実際そのような者が判事補に採用されてきていると認識しております。また、~~（一般職員）~~一般職につきましても、男女の偏りなく募集パンフレットへの掲載や業務説明会などへの派遣を行うなど、きめ細やかな実効性のある広報活動などを推進しております。

続いて「登用」につきましては、裁判官について登用という概念は馴染みにくいところですが、一般職につきましては、女性職員の職域拡大、計画的な育成などのために、研修や試験の実施に~~当たって~~育児などの家庭事情を抱える女性職員なども参加~~する~~は受験しやすいよう配慮したり、また幹部職員から、各種研修や事務打合せの機会を通じて、裁判官、管理職員をはじめとする全ての職員に対して女性職員の活躍に向けた取り組みの重要性などについて意識啓蒙・啓発を行っております。更に、採用間もないころから継続的に各種研修などにおいて、先輩職員の活躍状況や経験談などを紹介する機会を設けたりして~~いる~~るところです。

3点目、「長時間勤務の是正等、男女双方の働き方改革」ですが、各職場が実情に応じてワーク・ライフ・バランスに関するDVDの上映会の開催を行っているほか、職場ミーティングなどを行ったり、職場の実情に応じた事務の簡素化・合理化に取り組むなど、働き方改革に向けた各種取り組みを推進しております。また、フレックスタイム制などの制度について、研修の機会などに管理職員や人事担当者の理解を深めたりハンドブックを整備したりすることで職員への周知を図るなど、育児や介護の事情により時間制約のある職員がその状況に応じて柔軟な働き方ができるよう職場環境の整備に努めているところです。

4点目、(最後ですが)「家事・子育てや介護しながら活躍できる職場環境の整備」については、策定したチャイルドプランを活用したり、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得を促進したり、裁判官・職員に向けて両立支援制度に関するハンドブックを改訂する、あるいは新規に整備するなどして、管理職員などを通じて各制度の周知・利用を促す体制を整えています。また、育児休業中に職務関連情報を提供したり、復帰時に研修などを実施する、などといった育児休業を取得した裁判官・職員の円滑な復帰に向けたフォローアップ体制の充実にも努めています。

最後になりますが、ワーク・ライフ・バランスの実現は裁判所全体の目標でありまして、東京高裁及びその管内においてこれに資する取り組みをこれまでも行ってきたところですけれども、今後も継続的に更にきめ細やかな取り組みを行っていく必要があると考えているところです。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

続きまして、山上様、よろしくお願ひいたします。

【山上秀明氏（東京高等検察庁次席検事）】 高検の山上でございます。こちらもやや長めではございますが、わざとではありませんのでご理解ください。

検察庁におきましては、男女共同参画推進委員会というものを設置し、同委員会において諸々の提案を行うなどし、男女共同参画に関する取り組みを行っているところです。具体的には、男女共同参画週間の初日に東京高検検事長が取り組みを呼びかけるメールを発出し、また超過勤務削減週間の初日、それから毎週水曜日の一斉定時退庁日、毎月19日の育児の日には、職員が交代で担当して全職員に対してメールを発信しております。そのほか、育児中の職員による意見交換会、職員のキャリアアップに関する講演会、出産・育児・介護に関する講演会の実施や各種支援策等の情報発信、職員の家族を対象とした職場

見学会を実施するなどの取り組みを行っているところです。

また、法務省等の特定事業主の行動計画、いわゆる「アット・ホウムプラン」等に基づきまして数値目標が定められております。検察庁においても、パイロット・アクション、特定の数値目標を達成する取り組みとして、まず①「早出・遅出勤務の実施」。東京高検では、平成29年度は月1回以上、平成30年度は月2回以上といったしました。それから②「年次休暇の取得」。東京高検では18日以上です。③「男性職員の配偶者出産休暇等の合計5日以上の取得」をやっておりまして、これは東京高検では取得率100%がありました。これらの目標を設定し、その達成に向けた取り組みを行っております。東京高検におきましては、昨年度は、目標である①月1回の早出・遅出勤務の実施、②年次休暇18日以上、③男性職員の配偶者出産休暇等の合計5日以上の取得はいずれも達成できておりまして、③の、いわゆる育児休暇は、管内のいずれの地検においても取得率50%を超えております。最も大規模な東京地検でも63.6%は達成されていると聞いています。

これらの各種活動によりまして、男女ともに働きやすい職場環境の実現に向けた、職員全ての意識を啓発する取り組みを行っておりますが、今後は育児や介護のため労働時間に制約のある職員がますます増えることが予想されるため、事務の合理化・効率化と並行し、限られた時間で成果を上げられるような、より生産性の高い働き方を実現していくことが求められているものと考えているところです。

以上です。

【司会】 山上様、ありがとうございます。提案委員会である関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会の下門委員長、ただいまのご回答につきまして更にご質問等はございますか。よろしくお願ひします。

【下門優枝氏（関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会委員長・第一東京弁護士会）】 裁判所の方及び検察庁の方、大変詳しいご説明ありがとうございました。私は、関東弁護士会連合会の男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会の委員長の下門です。私は第一東京弁護士会から出ております。

今ご教示いただきました点を1つの手本として、各単位会の実情に合わせて、できるだけ実現していくように取り組みたいと思っております。ありがとうございました。副委員長のほうから少しお話ししたいことがあるとのことですのでお願ひします。

【佐藤正知氏（関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会副委員長・神奈川県弁護士会）】 同じく副委員長の佐藤です。追加で少しだけ、特

に裁判所のほうに質問をさせてください。

まず登用に関して、これは一般職の方についてということだったと思いますが、研修とか試験について機会を確保するための取り組みを行っているとおっしゃっていましたが、具体的にどのような取り組みをなさっているのか。それからもう1点は、ワーク・ライフ・バランスについて、DVD上映とか職場ミーティングあるいはフレックスタイム制というようなお話をありがとうございましたが、ワーク・ライフ・バランスについて裁判官についての状況はいかがか、というあたりについて教えてください。お願ひします。

【司会】 それではよろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 お答え申し上げます。まず登用に関して、各種の研修や事務打合せの機会を通じて啓発をしているという点ですが、具体的な研修や事務打合せについて私がつぶさに見聞きしているわけではありませんけれども、担当する人事課の職員などから、全ての職員に対してそのような取り組みの重要性について話をしている、といったようなものと承知しております。

ワーク・ライフ・バランスに関するDVDの上映会などにつきましては、裁判官も含めて見る機会を与えられていて、職場の実情に実施されると承知しております。

以上です。

【司会】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

### 第3 地域司法充実推進への取り組み

【民事・家事調停官制度】

議題3 民事・家事調停官制度の拡充について

（栃木県弁護士会提出）

【司会】 それでは次に、議題3から議題13までに移ります。これらの議題は、いずれも地域司法充実推進への取り組みに関する議題です。

まず議題3は、民事・家事調停官制度の拡充に関する議題です。これについては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様からご回答をよろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

調停官制度につきましては、提案理由にあるとおりの目的から創設されて、その目的に沿う形で徐々に導入庁を拡大しているところです。調停官の勤務する裁判所は、最高裁が指定する旨、最高裁規則に規定されておりまして、どの

庁にどれだけの調停官を配置するかにつきましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁判所において決定しているということです。東京高裁としましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などに目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めておりますが、最高裁の検討状況についてここで回答すべき立場にないことはご理解いただきたいと思います。今後もこれまでと同様に、各地家裁とともに各庁の事件処理状況などにきめ細かく目配りをして、最高裁に適切に情報提供していきたいと考えております。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。提案会の栃木県弁護士会・増子会長、ただいまのご回答につきまして、更にご質問等ございますか。よろしくお願いします。

【増子孝徳氏（関弁連常務理事・栃木県弁護士会会长）】 栃木県弁護士会の増子でございます。最高裁への情報提供等、適切にしていただきますようよろしくお願いいたします。提案会といたしましては、追加の質問はございません。

【司会】 ありがとうございます。

#### 【地域司法と民事裁判のIT化】

議題4 地域司法の充実の観点から、いわゆる支部問題がこのIT化の実現にどのような影響を及ぼすのかについて

（神奈川県弁護士会提出）

【司会】 続きまして議題4に入ります。議題4は、地域司法と民事裁判のIT化に関する議題です。東京高等裁判所事務局長・吉崎様、よろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

民事訴訟手続のIT化につきましては、内閣官房に設置された裁判手続等のIT化検討会により本年春にその検討結果が取りまとめられ公表されて以降、この7月には商事法務研究会に民事裁判手続とIT化研究会が立ち上げられ、この研究会には最高裁も関係省庁として参加しているという状況にあります。現在裁判所としましては、この~~商事法務に設置された~~研究会における議論などを踏まえましてIT化への検討を進めているところではありますが、当面の間は、各庁に設置されたIT化について検討を行う検討体を中心として、ウェブ会議の利用による争点整理など現行法の枠組みの中で可能な方策を検討しつつ、法整備に向けた検討に対応していく予定です。

また、今後ＩＴ化が進展したとしても、地域に対して充実した司法サービスを提供する必要性はなお高いものがあると認識しております、今後におきましてもそのような観点を踏まえた検討が行われていくものと考えております。

現在、弁護士会の皆様方には、ウェブ会議を活用した模擬裁判の実施などについてご協力をいただいているところではあります、裁判所が民事訴訟手続のＩＴ化を具体的に実現していくに当たりましては、弁護士会の皆様方の協力は必要不可欠なものと考えております。これまでのご協力に深く感謝しますとともに引き続きご協力をお願いしたいと考えるものです。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。提案会の神奈川県弁護士会・村松副会長、ただいまのご回答につきまして更にご質問はございますか。

【村松 剛氏（神奈川県弁護士会副会長）】 神奈川県弁護士会の村松です。追加の質問はありませんが、弁護士会とすると、このＩＴ化がどう進んでいくのかというの非常に関心を持っているところですし、また、情報が少ないのでどうしても不安というのも会員の中で「ない」というのはやはり嘘になるのかなと思っております。そういう意味で、議論の状況等を含めて情報を広く共有する形で法曹界で理解を深められるような取り組みができればと思っております。よろしくお願ひいたします。

【司会】 ありがとうございます。

### 【労働審判】

議題5 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

（静岡県弁護士会提出）

【司会】 続きまして議題5に入ります。議題5は、労働審判に関する議題です。吉崎様、ご回答をよろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 沼津支部における労働審判の関係です。

昨年もご回答申し上げましたが、支部において労働審判事件を取り扱うかどうかにつきましては、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間などの利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事件処理体制、労働審判員の安定的な確保に向けた地域的な事情も総合的に勘案して、最終的には各地方裁判所に

おいて、いわゆる支部設置規則3条1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定められているものです。また、これらの判断や体制整備をするには全国的な状況を踏まえる必要があることから、上級庁においても検討がされるべきものです。

静岡地裁沼津支部につきましては、先ほど申し述べた考慮要素を総合的に検討した結果、これまでの間、取扱い~~の~~とはされていなかつたものと理解しております。なお、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかにつきましては、各庁の労働審判事件の運用状況などによるところですので、東京高裁としては、これまでと同様、各庁の運用状況を注視し、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えております。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。提案会の静岡県弁護士会・小宮山副会長、ただいまのご回答いただきました点について更にご質問等はございますか。

【小宮山克己氏（関弁連理事・静岡県弁護士会副会長）】 静岡県弁護士会の副会長の小宮山です。追加の質問はございません。去年と同じ質問でしたが、今後ともよろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございます。

#### 【裁判官・調査官の配置】

議題6-1 静岡家庭裁判所島田出張所に常駐の裁判官及び調査官を配置していただきたい。

（静岡県弁護士会提出）

議題6-2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

（長野県弁護士会提出）

議題6-3 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱って頂きたい。

（長野県弁護士会提出）

議題6-4 （さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐）

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、

業務量に見合った配置をする必要があること、各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいているない。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに)回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに)を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【司会】 それでは、議題6-1から議題6-4に入ります。これらはいずれも裁判官・調査官の配置に関する議題です。

東京高等裁判所事務局長・吉崎様、議題6-1から議題6-4に関しまして、ご回答をよろしくお願いします。

【吉崎佳弥氏(東京高等裁判所事務局長)】 それでは、議題6-1から議題6-4につきまして一括してご回答申し上げます。~~(議題6-1が島田出張所、議題6-2と議題6-3が佐久支部、議題6-4が秩父支部等、というふうに承知しております)~~

まず総論的にこの問題についてご回答申し上げますと、裁判官の配置につきましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁において適切に行われているものと認識しております。また、家庭裁判所調査官の配置につきましても、業務量に見合った適正な人の配置のあり方を全国的な視点で考えていく必要がありまして、家庭裁判所調査官が関与する事件の事件数が少ない裁判所におきましては、近隣の庁に配置されている調査官が填補して事件を担当するという体制をとっているところです。

(つづけ)

そこで議題6-1、島田出張所ですが、まず裁判官については、1名の裁判官が週4日出向いて執務を行う体制をとっております。裁判官の填補体制については、平成27年までは週3日であったところ、平成28年からは週4日執務を行う体制へと充実が図られていると認識しております。続いて家裁調査官ですが、静岡家裁本庁の家裁調査官が週3日（水・木・金）、島田出張所に対して必ず填補しております。期日の立会いの必要に応じて、各填補日ごとに最大3名の家裁調査官が填補して事件を担当する体制をとっています。また、事件処理の必要に応じては週4日填補することもあると聞いております。この問題につきましては、引き続き静岡家裁とともに事件処理状況などにきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えております。これまでと同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向けて、必要に応じた執務体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

議題6-2に移らせていただきます。佐久支部の関係ですが、家裁調査官の配置に関する総論は、先ほど~~島田出張所について述べた~~と同様です。そこで佐久支部についてですが、佐久支部においては少年事件を取り扱っておらず、また上田支部からの交通の便がよいため、家事事件で調査が必要な事件については上田支部の家裁調査官が填補して事件を担当しているところです。佐久支部における調停の期日は週2回とされているところ、ほぼ両日とも、最低でも1名の上田支部の家裁調査官が填補して事件を担当している状況にあります。また、事件処理の必要に応じて週2日以上の填補をすることもあると聞いております。なお、長野県内に配置されている家裁調査官の数は、長野家裁本庁が6名、上田支部が5名、松本支部が4名、諏訪支部が1名、飯田支部が2名、伊那支部が2名です。同様に、きめ細かく目配りしつつ最高裁にも適切に情報提供したいと考えております。

議題6-3、佐久支部の少年審判の関係です。支部において少年保護事件を取り扱うかどうかにつきましては、支部設置規則3条に基づいて当該支部の管轄区域の事件動向や諸事情などを勘案して家裁の裁判官会議において定められるものでして、また全国的な状況を踏まえる必要もあることから上級庁においても検討がされるべき事柄と認識しております。上田支部におきましては、本庁の新受事件数が上回る年があること、佐久支部の管轄地域が広大であって地域によっては上田支部に赴くのに相当の時間を要することはもとより承知しておりますが、支部において少年事件を取り扱うかどうかは、事件数や交通事情のみで定まるものではなく、今述べた事情を総合的に勘案して定められているものでして、こうした事情を考慮して佐久支部においては少年事件を取り扱わないものとしていると承知しております。昨年度も同様の協議問題が提出されて、

その結果については最高裁に対しても情報提供しているところです。裁判所としましても、適正・迅速な裁判の実現に向け審理の充実を図ることは重要であると考えられることから、引き続き体制面や運用面を含めて不断の検討・努力を続けていきたいと考えております。

最後に~~あります~~、議題6-4、秩父支部等における裁判官の常駐の関係です。裁判所法31条2項には「最高裁判所は支部に勤務する裁判官を定める」と規定されておりまして、どの支部にどれだけの裁判官を配置するかについては各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁判所において決定しているところです。東京高裁としましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などに目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めていますが、最高裁及び地家裁の各見解や検討状況についてこの場で回答すべき立場にないことはご理解いただきたいと思います。

なお、ご指摘の事件状況なども踏まえて静岡地家裁掛川支部におきまして、平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う体制に変更になっております。今後もこれまでと同様、各支部の事件処理状況にきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えております。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございました。提案会及び委員会から、ただいまのご回答につきまして更にご質問などはございますか。よろしくお願ひします。

【金子 肇氏（関弁連常務理事・長野県弁護士会会长）】 長野県弁護士会の会長の金子です。どうもありがとうございました。先ほど事務局長からもあったように昨年もこの問題を出しておりまして、冒頭の三宅理事長のコメントにもあったようにこれは長野県の非常に切なる願いでございます。恐らく来年も同じ問題が出ると思いますが、最高裁のほうにも情報を提供していただきてこの一年間ご検討いただき、来年は少しでも前進した回答をいただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございました。

#### 【地方裁判所・家庭裁判所支部の新設等】

##### 議題7（千葉県における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設）

市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地方裁判所と家庭裁判所支部を新設するとともに、特に家庭裁判所の増員について以下の質問に御回答いただきたい。

市川簡易裁判所での裁判官数は3名のことであるが、かかる裁判

官数において、係属事件の遅滞ない処理がされているか。

千葉家庭裁判所市川出張所の裁判官の填補の状況は、一日平均何名か。家庭裁判所調査官は、常駐しているか。現在の事件処理状況に遅滞等の支障はないか。

今後、裁判官の増員の予定はあるか。増員の基礎情報として、東京高等裁判所は、最高裁判所に市川簡易裁判所、千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況をいかなる頻度、内容により情報提供しているか。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【司会】 それでは続きまして議題7に移ります。議題7は、地方裁判所・家庭裁判所支部の新設等に関する議題です。吉崎様、ご回答をよろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 市川簡裁、市川出張所に関する議題です。

まず、市川簡易裁判所につきましては、現在の事件処理に特段の支障は生じていないものと認識しております。また、千葉家裁市川出張所におきましては、事件動向などを踏まえまして現在は常時2名の裁判官が執務を行うのに加えまして本庁の裁判官が週2回填補して執務を行う体制をとっております。また、家裁調査官につきましては、常時執務を行う調査官を本年4月に5名から6名に1名増加させて事件処理体制の充実を図っているところです。このような体制となっていることから、現在の事件処理に特段の支障は生じていないものと認識しております。

裁判官の増員につきましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁において適切に行われていると認識しております。東京高裁としましては、市川簡裁及び市川出張所の事件処理状況などに関する統計数値などを隨時最高裁に情報提供しているところです。今後もこれまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向けて必要に応じた執務体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございました。提案委員会の関弁連地域司法充実推進委員会の原委員、ただいまのご回答に関しまして更にご質問等はございますか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会委員・千葉県弁護士会）】 関弁連地域司法充実推進委員会の原と申します。本日はありがとうございます。

加えての質問はないですが、このテーマ、いわゆる京葉地域と言いますが、

市川簡裁・出張所には125万人の人口がいるというところがありまして、ここが支部化することは、千葉会、また関弁連の悲願でもございますので、また手をかえ品をかえ来年度も出題させていただきます（笑）。よろしくお願ひいたします。

【司会】 それではよろしくお願ひします。

【家裁出張所の新設・事件処理等】

議題8-1-1 藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

（神奈川県弁護士会提出）

議題8-1-2 （神奈川県における家庭裁判所出張所の新設）

神奈川県弁護士会は2013年、「神奈川司法計画2013」において、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

さらに、藤沢、厚木、平塚の調停協会が行っている無料相談会における家事事件の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移について、東京高等裁判所は、調査する意向があるか御教示いただきたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

議題8-2 （家庭裁判所出張所における出張事件処理について）

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所にて、出張事件処理を行いつつある。

昨年度、裁判所の見解を伺ったところ、出張審判や出張調停を行うか否かという点は裁判官又は調停委員会の判断によるものであること、その判断基準はこの場で回答する性質のものではないとの回答をいただいているが、それ以上の裁判所の具体的な見解については、回答をいただいていない。

そこで、改めて、裁判所は、出張事件処理について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、具体的に、いつまでに、どのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。

また、上記新潟家庭裁判所各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曽福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において平成29年度及び平成30年度（集計されているところまで）の各出張事件処理が行われた件数について、（各出張所ごとに）伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

議題8-3 地域司法サービスの充実化の観点から、地域に密着した裁判所である簡易裁判所に家裁の出張所を併設する等して、家事調停を現在の簡裁の施設を利用して実施できるようにすることについて、裁判所の見解と検討状況を伺いたい（特に、家裁立川支部においては、町田簡裁の所在場所での家事調停を実現されたい）。

（東京弁護士会提出）

議題8-4 家庭裁判所出張所における出張調停の実施促進と成年後見制度の利用の促進に関する法律制定とともにう出張所機能のさらなる拡充について

（新潟県弁護士会提出）

【司会】 続きまして、議題8に移ります。議題8-1-1から議題8-4につきましては、いずれも家裁出張所の新設・事件処理等に関する議題です。

吉崎様、議題8-1-1から議題8-4につきましてご回答をよろしくお願いします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

まず議題8-1-1、藤沢簡裁、厚木簡裁の出張所併設の点と議題8-1-2、家裁出張所の新設の問題を併せてご回答いたします。この2つの議題につきましては従前から出題されておりまして、提案理由にもあるとおり、管内人口や成年後見事件などの事件数が全国的には増加傾向にあるという点については東京高裁としても十分認識しているところですし、今後もこれまでと同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向けて必要に応じた執務体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

家裁出張所の設置については最高裁規則により定められるものでして最高裁において検討されるべき問題であることから、関弁連及び神奈川県弁護士会からこのような意見があったことは昨年度もこの協議会開催のころに最高裁に伝

えておりますが、今年度も改めて最高裁に伝えたいと存じます。

藤沢、厚木、平塚の各簡裁における家事事件の需要については、家庭内で紛争があるかどうか、あるとしたらどのような解決方法を望むか(?)といった点はそれぞれであります。家庭裁判所における解決に限られないため、裁判所が調査することは困難であると考えております。したがいまして、現時点では調査の予定はございません。また、藤沢、厚木、平塚の調停協会が行っている調停相談会において家事事件関連の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移もお問い合わせいただいておりますが、この調査の予定もない、ということになります。

(以上が、議題8-1-1と議題8-1-2のご回答です。)

続きまして議題8-2に入らせていただきます。村上出張所ほかの出張事件(処理について)の件題でございまます。)

(この点につきまして)も昨年お答えしておりますが、出張所設置規則2条には各家庭裁判所において取扱事務を一部に限ることができる旨規定されておりまして、新潟家裁において、ご指摘の各出張所について家事事件の受付及び裁判官または調停委員会の判断により出張審判~~または~~は出張調停の事務を取り扱うこととしております。一方、出張審判や出張調停を行うか否かについては裁判官または調停委員会の判断によるものでして、その判断基準をここでお答えできる性質のものではありませんが、一般的には事案の性質や当事者の意向などを考慮しているものと思われます。

お尋ねの出張所の事件処理数は以下に述べるとおりです。いずれも司法年度を基準とした各庁の自庁統計であります。後~~に述べる~~平成30年と申し上げる場合は1月～10月の数値とご認識ください。新潟家裁分ですが、村上出張所は平成30年に1件、柏崎出張所は平成30年に1件、糸魚川出張所においては平成29年に2件ありました。その余については、いずれも出張事件処理はありませんでした。続いて前橋家裁管内の分ですが、中之条出張所については平成29年に4件、30年に2件、出張が行われたということです。続いて長野家裁管内の分ですが、飯山出張所は平成29年が4件、30年が1件、大町出張所は平成29年が72件、30年が44件、木曽福島出張所は平成29年が25件、30年が14件と承知しております。東京高裁としましては、今後とも各出張所の実情や管轄する地域の状況の変化などに注視していきたいと考えております。

(以上が議題8-2に関する回答です。)

続きまして議題8-3(地域司法リードス充実化の観点から出張所の併設について裁判所の見解と検討状況を伺いたいという内容ですが、従前から申し上げて

げているとおり、家裁出張所の設置は最高裁判所規則、出張所設置規則により定められているものとして、最高裁において検討されるべき問題であることから最高裁の見解や検討状況を回答すべき立場にないことをご理解ください。東京弁護士会からこのような意見があったことを改めて最高裁に伝えたいと存じます。

(議題8 3は以上でございます)

議題8-4に入ります。~~(出張調停の実施促進その他についてのご出題です。)~~ 成年後見制度の利用促進については、ご指摘のとおり平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことから、裁判所としましても最高裁を中心に、(1点目)「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、(2点目)「権利・擁護・支援の地域連携ネットワークづくり」、(3点目)「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図ること」、以上の3本を大きな柱として、様々な観点から関係機関、自治体、関係団体との間で協議などを行っているところです。

お尋ねにある成年後見制度の利用促進のために各家裁出張所の機能充実がどの程度必要であるかなどについても、各家裁におきまして関係自治体や関係団体との間で協議などがなされていくものと承知しております。東京高裁としましては、このような家裁や関係自治体、関係団体との協議の状況などを踏まえまして、体制整備に必要な検討事項があればそれらについて検討していくとともに上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えております。

なお、先ほど申し上げたとおり、各出張所においてどのような事務を取り扱うかは各家裁において決められるものとして、また具体的な事件について出張調停を行うかどうかは裁判官または調停委員会の判断によるものです。東京高裁として判断基準等をお答えできる性質のものではないことはご理解いただきたいと思います。

議題8 関係は以上でございます。

【司会】 ありがとうございました。ただいま、予定より2分早く進んでおりますので、追加のご質問があったらよろしくお願いします。

それでは、提案会、提案委員会から、ただいまのご回答につきまして更にご質問等はございますか。よろしくお願いします。

【山田晶久氏（新潟県弁護士会副会長）】 新潟県弁護士会の副会長の山田と申します。ありがとうございました。

質問ではないですがPRといいますか情報提供をさせていただきたいんですが、議題書12頁の議題8-4の提案理由の1の(2)にあるとおり、この時

点当時（平成28年1月現在），全国の家裁出張所のうち，家事調停審判を実施していなかった出張所は11庁あります，うち4庁が新潟県内にあります（村上，柏崎，南魚沼，糸魚川）。以前はいわゆるゼロワン地域と言いまして弁護士が1人とかゼロとかいう地域でしたが，近年弁護士が定着してきておりまして，村上にも以前はゼロでしたが今は1名，弁護士が開業しております。柏崎は4名，うち1名はインハウスですが定着して弁護士が開業しております。南魚沼は2名，糸魚川は今年10月に日弁連のひまわり基金の法律事務所が開設されて今1名，弁護士が常駐して開業しております。弁護士会としても地域に根差した司法サービスを提供していきたいと尽力しておりますので，ぜひとも今後とも裁判所におかれましては，家裁出張所の機能充実に尽力いただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【司会】 ありがとうございます。ほかの提案会はよろしいでしょうか。

【大谷 豊氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・神奈川県弁護士会）】  
関弁連の地域司法充実推進委員会の副委員長の大谷です。

議題8-1-2の問題ですが，この中で藤沢地域ですがここは全国でも珍しく，神奈川県でも珍しく人口急増地域で毎月大体1,000人近く増加しています。人口も今123万から124万人ぐらいいるところであります，当然事件数もかなり多い。こういう状況の中で，先ほど成年後見推進の関係でやはり家裁の役割はすごく大事なものだと思います。そういう意味で，少なくとも藤沢地域において家裁の出張所の併設という形で高裁管内のほうでも検討していただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いします。

【司会】 ありがとうございます。ほか，よろしいでしょうか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会委員・千葉県弁護士会）】 お時間大丈夫ということなので，関弁連の地域司法充実推進委員会の原と申します。

議題8-2に関連して，統計の数字をいただきましてありがとうございます。お答えできないかもしれません，新潟と長野の出張調停の数がすごく違う理由について，もし高裁のほうで何かご承知の点がありましたらお答えいただければと思いますがよろしくお願いします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ~~お明した割に答えはつまらない答  
えで申し訳ないですが，よろしく承知はできません。~~ 以上です。

【司会】 ほかに質問はございますか。ではお願いします。

【市川 充氏（東京弁護士会副会長）】 議題8-3の提案会の東京弁護士会ですが，この件については引き続きよろしくお願いしたいと存じます。追加質問はございません。

【司会】 ありがとうございます。それでは，次の議題に移ってよろしいでし

ようか。

【成年後見制度利用促進法関係】

議題9-1 成年後見制度の利用の促進に関する法律制定に伴う体制強化について、特に中核機関の設置が難航すると思われる司法過疎地などにおいては、個別具体的な取り組みが必要になってくると思われるが、どのような体制作りをしているか。また、今後、同法の趣旨を実現するためにはどのような方策を検討しているか、ご教示頂きたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

議題9-2 東京高等裁判所管内の成年後見、保佐、補助の過去5年間の申立につき、各自治体ごとの申立件数及び、後見人等に選任された者の属性(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の専門職、親族、市民後見人、その他)ごとの人数について御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【司会】 議題9-1及び議題9-2は、いずれも成年後見制度利用促進法関連の議題です。

東京高等裁判所事務局長・吉崎様、議題9-1及び議題9-2についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏(東京高等裁判所事務局長)】 ご回答申し上げます。

まず議題9-1ですが、成年後見制度の利用促進につきましては、先ほど申し上げた3本柱について、裁判所としても最高裁を中心に様々な観点から、関係機関、自治体及び関係団体との間で協議などを行ってきているところです。お尋ねの司法過疎地などにおける利用促進につきましては、個別具体的な取り組みを行っていくことが重要であり、今後も引き続き中核機関の設置、機能充実に向けて、各家裁と自治体との間で具体的にどのような連携を強化していくかなど利用促進に向けた体制強化について、各家裁と関係自治体、関係団体との間で協議がされていくものと考えております。東京高裁としましては、こうした各家裁と関係自治体、関係団体との協議の状況などを踏まえまして、体制整備に必要な検討事項などがありましたらそれらについて検討をしていくとともに、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えております。

続きまして議題9-2(申立件数などのお問い合わせでございます)成年後見、保佐、補助の申立てについての自治体ごとの申立件数、後見人等に選任された者の属性ごとの人数についての統計をお問い合わせいただいておりますが、結論的には、東京高裁ではこのような統計をもっておりませんのでお答えする

取

ことはできません。なお、各家裁においては、各自治体からの要請などに応じる形で、自庁統計などをもとに可能な範囲で要請内容に応じた統計に関する資料を作成し情報提供している場合があると聞き及んでおります。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。提案委員会から、ただいまのご回答につきまして更にご質問はございますか。ではよろしくお願ひします。

【千葉真理子氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会副委員長・茨城県弁護士会）】 議題9-1を提案しました弁護士偏在問題対策委員会副委員長の千葉と申します。

情報提供に近いかもしませんが、先ほど司法過疎地においては個別具体的に家裁と自治体の協議に基づいていろいろとフォローしていただけたというお話をありましたけれども、過疎地の自治体は意識が低いところが多いと思います。我々偏在問題対策委員会では年2回、偏在地・過疎地を調査して自治体や簡易裁判所などに聞き取り調査、実地調査をしています。そこで弁護士がいない、ゼロのところですと、本当に自治体も意識が低い。例えば今年、茨城県常陸太田に行きましたが、独立簡裁管内人口は約10万人いるけれども自治体、市役所等を訪問してもそこに弁護士はゼロなんですね。そういう自治体と家裁が協議したときに、人口10万人いたら3.0数%も高齢化率、3万人を超える高齢者の中で3分の1が後見の必要があつても1万人が取り残されているのではないかといった不安を感じます。

ですから、ぜひ協議にあたっては家裁がリードするといった姿勢で、後見制度を全国どこの方も利用できる制度の促進に資するようにやっていただければと思います。よろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございます。

#### 【相模原支部での合議事件の取扱い】

議題10-1 横浜地方裁判所相模原支部における合議事件の取り扱いについて

（神奈川県弁護士会提出）

議題10-2 （横浜地方裁判所相模原支部）

横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、横浜地方裁判所横須賀支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへのどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいていると思われるが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【司会】 それでは続きまして、議題10-1及び議題10-2に移ります。いずれも横浜地方裁判所相模原支部での合議事件の取扱いに関する議題です。

吉崎様、議題10-1及び議題10-2についてご回答をよろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 各議題一括してご回答申し上げます。

この議題につきましても例年出題していただいているところですが、合議事件を地方裁判所の支部で取り扱うかどうかにつきましては、支部設置規則3条に基づきまして当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して各地家裁が決定するものでして、また全国的な状況も踏まえる必要があることから上級庁においても検討がされるべき事柄と考えております。<sup>すなはち</sup>

ご指摘の点、~~本~~横須賀支部で合議制を導入しているのに相模原支部で導入していないことの理由についてですが、横須賀支部を合議取扱支部とした経緯については承知しておりませんけれども、さきに述べたとおり、横浜地家裁においては相模原支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案した上で相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているものと承知しております。

本件につきましては、最高裁や横浜地家裁に対して各種協議会や事務打合せの場などで伝えているところですが、本件に関する最高裁や横浜地家裁の具体的な検討状況についてはこちらでは把握しておりません。今回ご要望があったことは、最高裁、横浜地家裁に改めて伝えたいと考えております。裁判所としても、適正・迅速な裁判の実現のため審理の充実を図ることは重要であると考えております。今後とも体制面や運用面を含めて不断の検討努力を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。提案会及び委員会から、ただいま

のご回答につきまして更にご質問等ござりますか。お願ひします。

【村松 剛氏（神奈川県弁護士会副会長）】 神奈川県弁護士会の村松です。ご説明ありがとうございます。

例年くどいようですけれども従前よりお願ひしているところですが、相模原市は政令市でありましてそれなりに人口規模がありまして、なおかつ周辺の市も含めた形での管轄区域になっております。したがいまして、人口だけではなくて経済規模もそれなりの経済活動の規模もありまして事件も複雑化しておりますので、そういう面からもご検討いただきたいことと、従前と違つて一番最寄りだった八王子支部が立川に行っていることもやはりあるんだろうと思うんですね。そういうことを踏まえながら、もう一步ご検討いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございます。ではどうぞよろしくお願ひします。

【大谷 豊氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・神奈川県弁護士会）】

関弁連の地域司法充実推進委員会の副委員長の大谷です。この議題はもう7年間続けて出させていただいております。昨年、吉崎事務局長にも言ったんですが、去年とは違う形で出題させていただきますということで、今回横須賀支部との関係で改めて具体的な提案をさせていただきました。横須賀支部、本庁との関係で言いますと、相模原支部は、距離からしても、人口からしても、事件数からしても横須賀よりも多い。そういう関係の中で、相模原支部はどうして扱わないのかということについて東京高裁の考え方を具体的に聞きたいということで、今回は出題傾向を変えさせていただきました。今後ともこの件についてはご検討いただいて進めていただきたいと思います。

それともう1点ですが、これで一番問題にしているのはやはり刑事関係でこれが一番重要だと思っております。準抗告の事件になるとどうしても本庁のほうに行かなければいけないということになります。そういう点の不便さも考えていただいて、更に議論を進めていただく方向で検討していただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

【司会】 ありがとうございます。

### 【立川支部を巡る問題】

議題 11-1 (東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化)

東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・家庭裁判所本庁とするのが妥当と考えている。

裁判所の議論及び取り組み状況について、東京高等裁判所の回答は、従前、概ね、裁判所の本庁の設置は立法政策の問題であること、

裁判所としては政府や国会の検討の中で意見を述べていく性質のものであると承知していること、最高裁判所には意見があったことを伝えるというものであった。

そこで、本年においても、同様の出題を継続し、以下のとおり、質問する。

(1) 最高裁判所が政府や国会の検討の場で述べている意見の内容やその理由、それに対する政府や国会の意見の内容やその理由などについて、具体的にどのように検討され、どのような議論がされてきたか、その内容を伺いたい。

(2) 最高裁判所に対し、当連合会からの意見をどのような形で、どのように伝えているか伺いたい。

当連合会の意見に対する最高裁判所の具体的な見解、そのような見解をとっている理由をもう少し具体的に伺いたい。

伝えていないとしたら、伝えていない理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

議題 11-2 東京地裁立川支部において、行政事件の取り扱いが出来るよう、規則、法改正をすることについて裁判所の見解と検討状況について伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【司会】 それでは議題 11 に移ります。議題 11-1 と議題 11-2 はいずれも立川支部に関する議題です。吉崎様、併せてご回答をよろしくお願いします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 まず議題 11-1 からお答え申し上げます。

地方裁判所・家庭裁判所支部の本庁化につきましては立法政策の問題でありまして、政府、国会において最高裁から意見を述べていく性質の問題であることから、政府や国会の検討の場での議論の具体的な内容についてはこの場で高裁からお答えすることはできないという立場についてはご理解いただきたいと思います。また、最高裁には、各種協議会や事務打合せの場などで関東弁護士会連合会からのご意見は伝えておりますが、最高裁の具体的な見解をお答えする立場にないこともご理解いただきたいと思います。関弁連からこのようなご意見があつたことは、今回も最高裁に伝えさせていただきます。

続きまして議題 11-2、行政事件の取扱いに関する点です。東京地裁の立川支部の管轄地域が広く、事件数も多い点はもとより承知しているところです。

他方で、行政事件については支部設置規則1条2項によりまして支部で取り扱わないこととされておりまして、最高裁において検討されるべき問題であるため、東京弁護士会から立川支部で行政事件を取り扱うべきであるというご意見があつたことは最高裁に伝えさせていただきたいと思います。この点に関する最高裁の見解や検討状況を回答すべき立場にない点は、重ねてご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会及び提案委員会から、ただいまのご説明に関して更にご質問はございますか。よろしくお願ひします。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会委員・千葉県弁護士会）】 関弁連地域司法充実推進委員会の原です。度々すみません。

議題11-1について添付資料を付けさせていただきますので、ご参照のほどよろしくお願ひいたします。また、この問題も立川、多摩地域及び関弁連の悲願でございますので、来年度も引き続き、手をかえ品をかえ要望させていただきます。よろしくお願ひします。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。ちょうど今、時間ぴったりで4時を通過いたしましたのでよろしくお願ひします。

#### 【裁判所庁舎・設備】

議題12-1 静岡家庭裁判所島田出張所の庁舎につき、待合室の拡張、当事者の鉢合わせを回避するための待合室設置場所の工夫を含めた庁舎の拡張、エレベーターの設置を含むバリアフリー化及び駐車場の設置拡大等物的設備の拡充を行うことを要望していただきたい。

（静岡県弁護士会提出）

議題12-2 静岡家庭裁判所掛川支部の庁舎につき、エレベーターの設置を要望していただきたい。

（静岡県弁護士会提出）

議題12-3 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎の建替えをして頂きたい。

（長野県弁護士会提出）

議題12-4 管内の支部庁舎には、エレベーターが設置されていない庁舎も少なくないが、2階に法廷があり1階別室での代替対応が不可能な場合に、裁判所はどのような対応をされているのか。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に鑑み、今後、更なる

具体的な改善策を予定されているのかご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【司会】 次に、議題12-1から議題12-4に移ります。いずれも裁判所の庁舎・設備に関する議題です。

吉崎様、議題12-1から議題12-4についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 それではご回答申し上げます。（エレベーターなどにつきましては共通する点がかなりありますので、順次答えていきますけれども重なる部分については割愛させていただきながら申し上げます。）

議題12-1、島田出張所の庁舎の関係でございます。当事者同士が直接顔を合わせることに問題がある点など裁判所側で特段の配慮が必要となると考えるような場合においては、必要に応じて呼出し時間の調整や待合室を棟によって分離したり待合室の階を変えたりするなどの措置を講じているところですが、限られた庁舎スペースにおいて待合室を直ちに拡張することや、限られた庁舎敷地において駐車場を直ちに増設することが難しい点につきましてはご理解いただきたいと思います。なお、島田出張所の庁舎にはエレベーターは設置されておりませんが、高齢者や障がい者などの方が当事者等になっている場合には、1階で事件処理が可能となるよう庁舎の1階に法廷・調停室等を整備しているところであります。これらの方が円滑に施設を利用できるよう今後も十分な配慮をしていきたいと考えております。

議題12-2、掛川支部の庁舎の関係ですが、こちらも同様です。エレベーターは設置されておりませんが、1階で事件処理が可能となるよう今後も十分な配慮をしていきたいと考えております。

議題12-3、佐久支部・佐久簡裁庁舎の建替えについてですが、庁舎の建替えについては、庁舎の耐用年数、老朽度、狭隘度、社会的劣化状況などを踏まえつつ全国的な裁判所施設の整備という観点から検討されるものでして、現時点において佐久支部の庁舎を建て替える予定はございません。一方で、現在の佐久支部庁舎の問題点についてはもとより認識しておりますが、エレベーターが未設置である点につきましては、今後、設置の可否について検討していきたいと考えております。現状においては、できる限り1階で事件処理が可能となるよう庁舎1階の法廷兼審判廷等を利用して事件処理を行うように配慮しております。高齢者や障がい者などの方が円滑に施設を利用できるよう今後も十分な配慮をしていきたいと考えております。

子どもとの試行面会用の部屋につきましては、限られた庁舎スペースの中におきまして直ちに設置することは困難ですが、今後の事件動向や事件処理の実情・必要性などを十分に踏まえながら設備・整備の必要性について検討していきたいと考えております。併せて冷暖房施設などの機械設備についても、その老朽度を踏まえつつ更新などの必要性について検討していきたいと考えております。なお、待合室に関してですが、その設置目的からしてともと秘密の情報を取り扱うことが想定されていない場所と認識していることから、防音を図る必要はないものとして取り扱っていることについてはご理解いただきたいと思います。

議題12-4、管内の支部庁舎のエレベーターの問題ですが、これも先ほどと同様の回答になります。エレベーターが設置されていない支部庁舎につきましては、1階で事件処理が可能となるよう多目的に利用できる事件関係室、例えばラウンドテーブル法廷などを整備しておりますが、2階への移動が困難な当事者などが来庁される場合にはこれらの事件関係室を使用することとしております。なお、3階建て以上の庁舎には全てエレベーターが設置されておりますが、2階建ての庁舎についても、全国的な施設整備の観点から新嘗などの機会を捉えてエレベーターの設置を進めているところでして、高齢者や障がい者などの方が円滑に施設を利用できるよう今後も十分な配慮をしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会及び提案委員会から、ただいまのご回答に関しまして更にご質問はございますか。ではよろしくお願ひします。

【大多和 晓氏（関弁連常務理事・静岡県弁護士会会长）】 静岡県弁護士会の会長の大多和です。追加の質問はありませんが、林長官におかれでは、以前、静岡地裁の所長もされておりまして静岡の実情には精通していると思いますので、議題6-1とともに、ぜひ林長官の時代に実現していただきたいと思っております。（笑）。

以上要望いたします。

【司会】 ありがとうございます。ほかにご質問等ございますか。よろしくお願ひします。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長・長野県弁護士会）】 関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長を務めております大井基弘と申します。今年もよろしくお願ひします。

今ほど議題12-4についてお答えいただきましたが、1つご質問ですが、こちらで質問内容として示している1階別室で諸々できる限りの対応をしてい

ただいているというところはこちらの調査でも把握していますが、それでも1階利用ができない場合、提案理由にも書きましたが尋問期日の本人・証人とか在宅事件の被告人とかいった方が階段を上れない場合にどういった対応をされているのか。また、その対応のマニュアル的なものが裁判所に存在するのかについてちょっとお答えがいただけなかったように思いましたので、改めてよろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 提案理由、ご質問と噛み合わないお答えで申し訳ありませんでした。

やむを得ない事情で1階に整備している多目的に使用できる事件関係室を使用できない場合には、職員が階段を利用してご案内するという方法も考えられます。そういう措置を講じる場合には、当事者の方々の安全に十分配慮しながら、より慎重に対応したいと考えているところです。マニュアルがあるかどうかについては、~~申し訳ありません~~ 私自身は承知してございません。

以上です。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長・長野県弁護士会）】 ありがとうございます。ここからは意見ですが、当委員会から平成25年度、また28年度に引き続いて今年もバリアフリーの問題を提案させていただきましたけれども、実は25年度に提案させていただいたときにはトイレのバリアフリー化も議題に入っていたんですが、この5年間でトイレのバリアフリー化については議題にできないほど改善されておりまして、他方で階段のほうの要望についてはなかなか改善が見られていないと感じているところです。このあたりも、先ほどお話がありましたように2階建ての支部庁舎は階段対応がなされていると認識しておりますが、バリアフリーに関しての予算づけは恐らくどこからも異論がない部分であろうかと思いますので、ぜひ今後数年でこの議題もなくすような方向でしていただければ有り難いと思っております。よろしくお願ひいたします。

【司会】 大井委員長、ありがとうございました。

#### 【地方議会の意見書等の取扱い】

議題13 司法過疎地の自治体議会等が当該地域の司法の充実に関して意見書を採択した場合に、裁判所に送付された意見書は、どのような手続で取り扱われることになるのか。また、裁判所内において、地家裁支部や家裁出張所等の職員から人的物的基盤に関する要望があった場合に、どのような時期にどのような段取りを経て、最終的に予算化されることになるのか、その手続についてご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【司会】 それでは、続きまして議題13に移ります。議題13は地方議会の意見書等の取扱いに関する議題です。

吉崎様、議題13についてのご回答をよろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

この種の意見書を当庁にご送付いただいた場合には、その内容を確認しまして必要に応じて上級庁や関連する庁にも情報提供を行っている、というのが実情です。また、管内の庁にご送付いただいた意見書につきましても、各庁の判断ということになりますが、概ね今述べた東京高裁と同様の取扱いがされているものと認識しております。人的・物的基盤に関する要望に対しては、庁としてその必要性を認めるものであれば適宜その要望を最高裁に伝えて最高裁において検討することになる、というものでございます。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、提案委員会の関弁連弁護士偏在問題対策委員会の大井委員長、よろしいでしょうか。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長・長野県弁護士会）】 すみません、1つ質問をさせていただきたいんですが、具体的にどのような会議で、どういったタイミングで予算化の話がなされているのかについて、提案理由のところにも書きましたけれどもう少し具体的に教えていただければ大変有り難いんですが。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ~~大変恐縮ですがこれ~~ 個別案件に関する内部の事務処理の問題であることから、その内実についてまではこの場でお答えすることは差し控えさせていただきます。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長・長野県弁護士会）】 市民にとって身近な裁判所の実現は、やはり市民の声を無視しては進められないと思いますので、そのあたり、裁判所の情報公開的なものとしてぜひ来年はご回答いただければ有り難いと考えるところです。実際、各地で意見書等を採択されているのは、地域の住民もそうですし地域の弁護士もそうですし、恐らく地域の裁判所も思いは同じだと思います。その思いを実現するために、自治体としては裁判所の予算づけ等を後押しするようなことができればという思いで各地で頑張っていますので、ぜひ、謙抑的になり過ぎない予算要求をしていただければと思っております。意見です。よろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございます。

以上をもちまして、地域司法に関する議題については終了いたしました。

## 第4 訴訟実務・運用関係

### 議題14 訴訟救助要件の疎明について

(神奈川県弁護士会提出)

【司会】 続きまして、議題14は訴訟救助要件の疎明に関する議題です。この議題につきましても、東京高裁事務局長・吉崎様からご回答をお願いいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 この点については昨年も類似の問題をご提案いただきました。昨年~~も~~お答えしたとおりということになりますが、訴訟上の救助につきましては各裁判体において個々の事情を総合考慮して個別具体的に判断される事柄であります。運用実態などについてお答えできるものではないことはご理解いただきたいと思います。なお、ご意見の中で、法テラスが援助の必要性を認定しているケースでは、司法アクセスを保障する見地からもう少し広く訴訟救助を認めるべきである、といったご意見をいただいたことにつきましては承りました。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会の神奈川県弁護士会・西本副会長、ただいまのご回答につきまして更にご質問等はございますか。よろしくお願ひします。

【西本 晓氏（神奈川県弁護士会副会長）】 ございません。

議題15 いわゆる提携リースでサプライヤーがユーザーに不正な勧誘を行った上で倒産し、ユーザーが予想外のリース料を請求される等の悪質サプライヤーによるトラブルの多発に対し、業界団体を中心とした撲滅の取り組みがされているところ、この点について裁判所における問題や状況の把握の試みがあれば教えていただきたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提出)

【司会】 それでは、続きまして議題15にまいります。提携リースに関する悪質サプライヤーによるトラブルに関する議題です。

この議題につきましては、東京地方裁判所民事部所長代行・渡部様からご回答いただけだと伺っております。渡部様、よろしくお願ひいたします。

【渡部勇次氏（東京地方裁判所民事部所長代行）】 東京地裁の渡部でございます。私からご回答させていただきます。

会長、ただいまのご回答について更にご質問等はございますか。

【海野浩之氏（関弁連常務理事・東京弁護士会副会長）】 ありがとうございました。

個別の訴訟の事案になりますのでご回答はなかなか難しいところかと思いますが、今、当事者と裁判所での協議が重要だというお話を聞きしましたので、それを本会に持ち帰ってフィードバックをさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

**議題20 保管金提出書に振込口座名義人の住所を記載する欄があるが、削除して頂きたい。**

（東京弁護士会提出）

【司会】 それでは、議題20に移ります。議題20は、保管金提出書に関する議題です。議題20につきましては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様からご回答いただけすると伺っております。

吉崎様、よろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

保管金提出書の様式は内部通達で定められているところですので、いただいたご意見につきましては上級庁に伝えたいと存じます。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会の東京弁護士会・海野副会長、ただいまのご回答について更にご質問等はございますか。

【海野浩之氏（関弁連常務理事・東京弁護士会副会長）】 ぜひ検討をお願いしたいと強く思いますのでよろしくお願ひします。

## 第5 その他諸問題

**議題21 裁判所及び検察庁における公益通報窓口設置状況について、**

- ① 裁判所及び検察庁における公益通報の窓口の有無
  - ② 公益通報窓口が設置されていない場合には、今後の設置予定について
  - ③ 公益通報窓口が既に設置されている場合、その制度内容及び運用状況
- を各ご回示願いたい。

（東京弁護士会提出）

【司会】 それでは議題21に移ります。裁判所及び検察庁における公益通報

窓口設置状況に関する議題です。この議題につきましては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様及び東京高等検察庁次席検事・山上様からご回答いただけたと伺っております。

初めに吉崎様、よろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 裁判所では、最高裁判所事務総局総務局第一課、高等裁判所事務局総務課にそれぞれ公益通報に関する受付・相談を行う窓口が置かれております。これらの窓口で受け付けた公益通報は、最高裁判所事務総局総務局長に送付され、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報事実があると認めるときには、通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置をとることになります。

なお、~~密着すべきである~~ 受付件数などの具体的な運用状況については統計をとっていないため把握してございません。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。

続きまして山上様、よろしくお願ひいたします。

【山上秀明氏（東京高等検察庁次席検事）】 検察庁におきましては、公益通報に係る内部通報及びこれに関する相談について、公益通報者保護法及び各通達等に基づき、通報または相談に応じる窓口を事務局人事課に設置して対応しております。通報があった場合には必要な調査を行って是正措置等を講ずる等の処理を行いますが、通報者が不利益な取扱いを受けないようにすることはもちろんのこと、通報処理に従事する者に対しても厳しい守秘義務を課しており、また通報に係わる事案の処理後も内部通報者が不利益な取扱いを受けていないかなどについて確認して、通報者保護のための十分なフォローアップを行うことも義務づけております。

外部通報及びこれに関連する相談ですが、検察庁の場合、その実質が犯罪行為の情報提供、告訴・告発と変わることろがないと思われますので、通報対象事実を管轄する地方検察庁の捜査担当部署（東京地検では特別捜査部の直告受理担当になります）に窓口を設けて、外部の者からの通報相談に適切に対応するよう努めているところです。

以上でございます。

【司会】 山上様、ありがとうございました。提案会の東京弁護士会・市川副会長、ご回答について更にご質問等はございますか。よろしくお願ひします。

【市川 充氏（東京弁護士会副会長）】 ご丁寧にご回答いただきましてありがとうございました。この議題、質問は本法曹連絡協議会にふさわしいものだったかどうかは若干疑問があるところではございますが、大変安心いたしました。

ありがとうございます。

議題 2 2 東京地方裁判所及び東京高等裁判所における、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）の解釈と適用に関する専門的訓練実施の有無、実施している場合はその対象者、頻度、内容を各ご回示願いたい。

（東京弁護士会提出）

【司会】 それでは、議題 2 2 に移ります。自由権規約の解釈と適用に関する専門的訓練の実施に関する議題です。議題 2 2 につきましては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様からご回答いただけますと伺っております。

吉崎様、よろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ~~裁判官に関する全国的な規模の研修として、司法研修所において研修が行われます。その司法研修所における研修をおきました。~~ 国際人権条約に関する研修も実施しております。各裁判官のキャリアに応じたそれぞれの段階においてその研修を受講できるよう複数の研修が実施されているところです。特に、~~そのうち~~ 年 1 回実施される新任判事補を対象に行う研修、また新たに地裁・家裁の部総括に任命された者に対する研修におきましては、国際人権問題を専門とする大学教授を講師として自由権規約の解釈・適用を中心国際人権をめぐる現状と課題などについての講演をしていただくななど、自由権規約の解釈・適用をテーマとしたカリキュラムを実施していると承知しております。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会の東京弁護士会・海野副会長、ただいまのご回答について更にご質問等はございますか。

【海野浩之氏（関弁連常務理事・東京弁護士会副会長）】 回答ありがとうございます。

現在参議院で入管法の改正が審議されているところであります。改正が通りましたらば外国人の在留資格や難民に関する訴訟がまた増えていくように思いますので、今後とも自由権規約の解釈と適用につきましては、引き続き訓練、専門的な知見の取得の実施をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

議題 2 3 東京高等・地方・簡易合同庁舎におけるアスベストの飛散、エレベーターシャフト内でのアスベスト検出について

- ① 同建物内のアスベストの所在の現状、及び、今後の対策に関する検討をするため、同建物内の工事等の段階でのアスベスト調査結果、工事作業日報、各種測定結果（写真を含む）、設計図面の提供
- ② 上記資料の検討や、今後の対策の検討のため、裁判所アスベスト検証対策協議会を法曹三者で設置すること
- ③ 協議会には弁護士会の推薦する専門家をメンバーに加え、現地立ち入り調査も実施すること

について、裁判所の見解を伺いたい。

また、上記建物以外の管轄内の裁判所管理の建物についても、上記と同様に、アスベストの所在の現状、対策検討をし、順次無害化することについて、裁判所の見解を伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【司会】 それでは最後の議題に移ります。予定時間を 15 分ほど早く進んでおります（笑）。

最後の議題は、裁判所庁舎のアスベスト対策に関する議題です。

東京高等裁判所事務局長・吉崎様、よろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 東京高等・地方・簡易合同庁舎につきまして、今年1月に一部のエレベーターシャフト（エレベーターが上下する井戸）内から、空気1リットル当たり1本を超えるアスベスト繊維が検出されたという事案が起きました。この事案が起きた際には、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたところでございます。運転を再開した後のエレベーターシャフトは現在安定した状態を継続しておりますが、特に問題なく運用がでております。（幸いなことで幸いです。）このアスベスト繊維が検出された原因分析などにつきましては、有識者との意見交換を踏まえて最終的な調整を行っているところであります。東京三弁護士会の皆様方に対しては、追って原因分析の内容についてお知らせしたいと考えております。

また、平成28年9月に、最高裁判所事務総局経理局による「東京高地簡裁合同庁舎ダクトシャフト改修工事に関する調査結果について」におきまして、以下のような記載、即ち、「合同庁舎の広い範囲の天井裏からアスベスト繊維が検出されたことに関しては、その対応策について引き続き速やかに検討を進めていくことが必要であると認識しております、その際には今回と同様、有識者からの意見聴取を行うこととしたいと考えている」という記載がされております。平成29年1月から合同庁舎を管理する東京高裁において、アスベストに関する有識者からの意見聴取を行い、合同庁舎に使用されているアスベストに対する

る対策についてとり得る方策などの検討を進めております。これにつきましても別途お知らせしたいと考えております。

以上が合同庁舎に関するもので、続きまして、東京高裁管内の他の施設についてご説明申し上げます。東京高裁管内の他の庁舎につきましても、順次アスベスト対策を実施しております。今後もこれを計画的に実施し対策工事を施行していく予定です。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。提案会の東京弁護士会・坂口副会長、ただいまのご回答について更に質問等はございますか。

【坂口禎彦氏（東京弁護士会副会長）】 ありがとうございます。東京弁護士会副会長の坂口です。時間もたっぷりあることながら、ということではなくて、かなりの議題でしたので簡潔に（笑）。

本当に調査をしていただいていることは、東京三会でも東京高裁の担当者を交えていろいろお話を伺っております。分析する経緯も、原因等も含めて非常に難しい面はあるかと思いますが、引き続き、具体的な対策をとるところまで対応していただければと存じます。ご存じのようにアスベストの問題は本当に健康被害に係わる、また場合によっては生命にも係わる問題でして、裁判所で働いていらっしゃる裁判官の皆様のみならず庁舎に来庁する市民の方も含めて非常に関心の高いことだと思います。

最後の議題ですので、と思いましたがこれで終わります。ありがとうございます。

【司会】 ありがとうございます。

以上をもちまして、お陰さまで全ての議題を時間内に終了することができました。ご協力ありがとうございました。

最後に、神奈川県弁護士会の芳野会長に閉会の辞をお願いいたします。

【芳野直子氏（関弁連常務理事・神奈川県弁護士会会长）】 神奈川県弁護士会の会長の芳野と申します。

本日は大変長い間と言おうと思ったんですが15分も短縮できました、それでも1時間45分もの長い間、充実した協議ができましたこと、大変嬉しく思っています。きょうは日本全国暖かい状況ではございましたが、この会場は更にもう1~2度気温が上がったような感じがしております。

きょういただいたいろいろな回答につきましては、単位会や各委員会に持ち帰つていろいろなものに生かさせていただきたいと思います。きょうは枝番を含めると37ものたくさんの中題を出させていただきました。去年と重複があるものもあるということでしたが、これはこちらの、議題を提出する者の熱い